

京都大学法学部図書規程施行細則

昭和 49 年 1 月 17 日制定
平成 12 年 5 月 25 日改正
平成 14 年 2 月 22 日改正
平成 15 年 12 月 18 日改正
平成 18 年 3 月 7 日改正
平成 19 年 3 月 15 日改正
平成 27 年 6 月 11 日改正
平成 29 年 2 月 23 日改正
平成 30 年 1 月 23 日改正
平成 30 年 8 月 7 日改正

第 1 章 借受手続

第 1 条 (借受の申出)

図書の借受を希望する者は、借受希望図書について貸出申込書に必要事項を記入して閲覧室カウンターに借受の申出をしなければならない。ただし、図書の書庫内での検索をすることができる者は借受希望図書を閲覧室カウンターに持参して借受の手続をとることができる。

第 2 条 (予約申込)

他人の借受中の図書について借受の予約申込をしたときは、前の利用者の借受期間が経過した時優先してこれを借り受けることができる。この場合において、予約申込は、閲覧室カウンターでの所定の手続又はオンライン手続により行うものとする。

第 3 条 (借受の手続)

図書を借り受ける者は、閲覧室カウンターにおいて、機械処理又は借用証書による借受の手続をとらなければならない。

第 4 条 (一時利用手続)

他人の借受期間中の図書について一時利用を希望する者は、一時利用申込書に必要事項を記入して閲覧室カウンターに申し出ることができる。

当該図書が一時返却された場合には、希望者は、一時利用証書に必要事項を記入して、これを一時利用することができる。

第 5 条 (借受期間の更新手続)

借受期間中又は借受期間が経過した時予約申込のない図書については、借受期間の更新が認められる。

前項の場合には、図書をいったん閲覧室カウンターに返却し、改めて借受の手続をとらなければならない。ただし、1 度目の更新の場合に限り、オンライン手続により行うことができる。

第 6 条 (図書利用申込の失効)

図書利用の申込をした者が閲覧室カウンターより通知を受けた後 10 日を経過しても図

書を借り受けないときは、その申込は効力を失う。

第7条 (図書返却)

借り受けた図書は、借受期間が満了する前に返却しなければならない。

第2章 閲覧手続

第8条 (携帯品)

閲覧室開架図書コーナーを利用する者は、同コーナー内に図書、並びに、筆記の用に供する物以外のものを持ち込んで서는ならない。

図書を持ち込む場合には、所定の用紙に必要事項を記入して図書掛員の許可を得なければならない。

第9条 (基本図書の閲覧)

基本図書を閲覧する者は、自ら書架より図書を取り出し、閲覧票に記載の上利用するものとする。

第10条 (一般図書等の閲覧)

図書規程第6条第2項第5号、第8号、第10号及び第11号(図書規程第21条ただし書に掲げる者で書庫内検索をすることができるものを除く)に掲げる者で、一般図書又は特別図書の閲覧を希望するものは、「閲覧票」に必要事項を記入し、閲覧室カウンターに閲覧の申込をしなければならない。

図書規程第21条により書庫内検索をすることができる者が、一般図書又は特別図書を閲覧する場合にも閲覧票を提出するものとする。

第11条 (図書返却)

基本図書は、利用後所定の場所に返却しなければならない。

一般図書、貴重図書及び特別図書は、利用後閲覧室カウンターに返却しなければならない。

第3章 検索手続

第12条 (図書規程第21条ただし書きによる検索許可)

図書規程第6条第2項第5号に掲げる者で、同第21条ただし書の規定により書庫内検索の許可を得ようとするものは、法学部の教授又は准教授の推薦を得た上で所定の申請書を図書主任に提出しなければならない。

本許可は期間を限定して行い、許可を得た者には検索許可証を交付する。

第13条 (入庫手続)

図書検索のため書庫に入庫する者は、学生証又は身分証明書を提示し、「書庫入庫簿」に記入しなければならない。ただし、図書規程第6条第2項第1号から第4号までに掲げる者が雑誌室内の複写機のみを利用する場合には、「書庫入庫簿」への記入を要しない。

前条の特別許可を受けて入庫する者は、入庫する際に学生証及び検索許可証を閲覧室カウンターに預けて入庫しなければならない。

入庫に際しては、筆記の用に供する物以外のものを持ち込んで서는ならない。

第14条 (検索時間)

図書検索の時間は、午前9時から午後7時45分(土曜日は午後4時45分)までとする。

第15条 (禁止行為)

入庫する者は、図書が適切に配架された状態を、みだりに変更してはならない。

附 則

この細則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年5月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年2月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年2月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。